

健康診断ご受診者様

一般財団法人岐阜健康管理センター

判定区分と判定基準値の変更について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題につきまして下記のように判定区分と判定基準値を変更いたします。結果の見方や判定ランク等に関しましては個人結果票にご案内しておりますが、不明な点等ございましたら、下記問い合わせ先までご連絡をください。

今後も皆様の健康管理のお役にたてますよう鋭意努めてまいる所存でございます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更時期 : 令和4年4月1日健診実施分より
2. 参照基準値 : 日本人間ドック学会推奨基準値
(判定区分の詳細は裏面をご覧ください)
3. 主たる変更点
 - ① 学会の指標変更によりD 1(要医療)とD 2(要精密検査)が併合され **D (要精密検査)** と表記になりました。
 - ② C (経過観察) が **C (要再検査・生活改善)** に変更になりました。

※なお、個人結果票につきまして①及び②が対象となる項目につきましてはコメント欄を設けた上で受診者様に明確的な指示コメントが記載されるよう変更をしております。従いまして、結果帳票のレイアウトを変更しております。

※一部のオプション項目につきましては結果コメントが表記されないケースもございます。

以上

判定区分

一般財団法人 岐阜健康管理センター

区分	摘 要
A	異常なし : 今回の検査の範囲では異常を認めませんでした。
B	軽度異常 : わずかに所見を認めますが、日常生活には差し支えありません。
C	要再検査・生活改善 : 結果コメントを参考に再検査を受けて下さい。
D	要精密検査・治療 : 精密検査(二次検査)を受けてください。
E	判定保留 : 種々の理由により、正確な判定ができませんでした。
F	現在治療中 : 今後も治療を続けてください。

【お問い合わせ先】

一般財団法人 岐阜健康管理センター
美濃加茂市西町1丁目292番地
TEL : 0574-25-2982 (代表番号)
ガイダンス【5】